

第97期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要 1 ~ 4 ページ

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 5 ページ

連結注記表 6 ~ 18 ページ

計算書類

株主資本等変動計算書 19 ページ

個別注記表 20 ~ 27 ページ

三井金属鉱業株式会社

当社は、第97期定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様にご提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-kinzoku.com/>) へ掲載し、ご提供しております。

事業報告（2021年4月1日～2022年3月31日）

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容および運用状況の概要は次のとおりであります。

① 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合するために、取締役および使用人に適用される行動規範である「行動規準」および社内規則によりコンプライアンス体制を明確にし、その推進を図る。
- イ. 「取締役会規則」等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、さらに独立性の高い社外取締役の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制とする。
- ウ. 会計、税務、法務、安全、品質、設備、環境、衛生、ICT等、内部統制全般の健全性維持等を目的として内部監査を定期的実施する。

運用状況の概要

当社グループの全員が共有すべき価値観および行動規範を定めた「行動規準」の国内外への周知のため、「行動規準」の各種外国語翻訳版を整備し、コンプライアンスガイドブック等を用いて海外を含めた各拠点において研修を継続実施し、周知徹底を図っています。

各業務執行取締役は、独立性の高い社外取締役3名を含む取締役会において、重要事項を報告しております。指名検討委員会および報酬委員会の委員長を社外取締役とし、これらの委員会の独立性と客観性を強化しています。なお、2020年度に社外監査役を指名検討委員会および報酬委員会の正式メンバーとすることにより、独立性と客観性を更に強化いたしました。

内部監査委員会を取締役会直轄の組織とし、同委員長に社外取締役を選任しています。内部監査委員会は、内部監査の方針および年度計画を決定し、当該決定に基づき監査部が監査を実施しています。内部監査委員会は、各事業年度終了後に監査部が実施した監査結果の評価および指摘事項の是正状況を確認しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令ならびに「取締役会規則」、「情報管理規則」、「文書規則」およびICTガバナンスに関する規則等の社内規則に基づいて、作成、保存および管理する。

運用状況の概要

取締役会の議案資料および取締役会議事録は、法定の備置期間である10年を超えて永久保管しているほか、業務執行関連の重要会議の文書については、会議体により10年または永久保管しています。当社は、経営企画本部長を責任者に選任し、当社グループにおける適切なICTガバナンスや情報管理の推進を進めています。

③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社の業務執行に係るリスクの発生未然防止、発生したリスクへの対処等を目的として、「リスクマネジメント規則」に基づいて、リスク毎に所管部署を定め、当社および当社子会社の業務執行におけるリスクの把握および評価、リスクマネジメントに係る方針の決定ならびにリスク発生時の対策を実施する。

また、「緊急事態発生時の対応に関する規則」を定め、大規模災害等の発生時に人命と資産を守り、事業の早期復旧および継続を図る。

運用状況の概要

当社は、当社および当社子会社の資産および収益に対し脅威を与える事象から、リスクの管理を通じて当社および当社子会社が被る影響・損害を極小化することを目的として、総務部にリスク・危機管理担当の専門部署を設置し、当社および当社子会社にかかるリスクを管理しております。当事業年度においては、22中計におけるリスク低減活動として、リスク調査の結果に基づいた分析活動を実施し、状況をリスクマップにて把握・管理した上で、所管部門による低減活動を推進してまいりました。

また、リスクマネジメント方針の決定や、緊急事態発生時の初動対応訓練、各種マニュアルの整備などリスク発生時の対策を実施するとともに、リスクマネジメントの推進に取り組んでおります。

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営に関する担当区分を定め、当社子会社を含む決裁権限と執行部門への権限委譲を明確にし、意思決定の効率化を図る。さらに執行役員制度により業務執行の迅速化を図る。

運用状況の概要

当社取締役会では、経営監督機能と業務執行機能の分離を実現するために、議長を互選により選出することとしており、2021年4月以降、代表取締役社長ではなく、かつ執行役員を兼務しない取締役を選出しております。当事業年度においては、定時の取締役会を毎月1回開催、2021年5月、6月、12月にそれぞれ1回、計3回の臨時取締役会を開催し、経営に関する担当区分を定める決裁権限等に従い、所定の重要事項を審議・決定しております。必要に応じて、経営に関する担当区分の見直しにより権限を執行部門へ委譲し、意思決定の効率化を図る一方、取締役会は、各執行役員より定期的に職務執行状況報告を受け、業務執行状況をモニタリングしています。また、社外取締役と会計監査人との間で意見交換会を1回開催し、情報共有を図りました。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規則」等により、当社子会社の取締役の職務の執行状況について取締役、監査役および所管部門が適宜報告を受ける。

運用状況の概要

各事業部門の定例会議において、「関係会社管理規則」等に基づき、当社子会社の取締役が職務の執行状況を報告しています。また、本社各部門等は、当社子会社取締役の職務の執行状況に関して入手した情報について、監査役に対して随時必要な報告をしています。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

ア. 「会社職制規則」により監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を置く。また、当該使用人の人選については、監査役の意見を参考として決定する。

イ. 監査役の職務を補助する使用人は、「会社職制規則」により監査役を補佐し、監査役会等において、監査役からの指示を受けるとともに指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行う。

運用状況の概要

監査役を補助すべき使用人については、監査役の意見を参考として本社各部門から監査役室員を選任しています。監査役室が事務局となり、毎月、監査役室連絡会を開催し、監査役室員が監査役からの指示を受けるとともに、監査役に対し、指示事項の進捗状況やその他各種情報を提供しています。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

ア. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

イ. 当社子会社の取締役、監査役および使用人は、監査役による子会社の監査に際しては、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告する。

ウ. 内部通報制度によってなされた通報の内容については、監査役と迅速に情報共有する体制を確保する。

運用状況の概要

常勤監査役に対しては、取締役会に加え、業務執行関連の重要会議に出席する機会を確保しており、これらの会議を通して各監査役へ報告・情報提供を行っています。

常勤監査役および社外監査役は、必要に応じ、当社各拠点、子会社に出向いて監査を実施し、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告を受けています。なお、当事業年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により往査ができない場合であっても、Web会議などを通じて当社各拠点、子会社の監査を実施しました。

2020年度に「通報等の取り扱いに関する規則」を改訂し、より迅速に当社監査役と情報共有できる体制を整備しております。

⑧ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役へ報告を行った取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人については、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

運用状況の概要

当社ホームページおよびコンプライアンスガイドブックで不利な取扱いを受けない旨公表するとともに、社内研修等で当該報告を理由として不利な取扱いを行わない旨を周知しています。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

運用状況の概要

事業年度の初めに、年間の活動計画に基づき、費用予算を計上しています。また、費用予算を上回る支出が必要となった場合には、追加予算申請を行えるようルール化しています。

⑩ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役と監査役との定期的な意見交換会を開催するほか、監査役は重要な会議等に出席し、取締役および使用人との密接な情報交換を行うこと、および監査において内部監査部門と密接に連携できる体制を確保する。

運用状況の概要

当事業年度においては、代表取締役と監査役との意見交換会を2回開催しています。また、当事業年度より、従来の代表取締役と監査役の会合に新たに社外取締役を加えた会合も1回開催し、より多角的な視点で情報交換を行う機会を設けています。その他に社外取締役、執行役員および使用人との意見交換会を7回開催しました。

監査役は、会計監査人とも随時面談を実施し、情報共有を図っています。なお、監査役は内部監査委員会にオブザーバーとして出席し、監査計画および監査結果を共有しています。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

第97期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,129	22,631	133,739	△625	197,874
会計方針の変更による累積的影響額			△122		△122
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,129	22,631	133,617	△625	197,752
当期の変動額					
剰余金の配当			△4,853		△4,853
親会社株主に帰属する当期純利益			52,088		52,088
自己株式の取得				△1	△1
譲渡制限付株式報酬	20	20			40
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3,950			△3,950
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)					
当期の変動額合計	20	△3,930	47,234	△1	43,322
当期末残高	42,149	18,701	180,851	△626	241,075

	その他の包括利益累計額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	3,059	△552	△2,696	1,283	1,093	11,591	210,560
会計方針の変更による累積的影響額							△122
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,059	△552	△2,696	1,283	1,093	11,591	210,438
当期の変動額							
剰余金の配当							△4,853
親会社株主に帰属する当期純利益							52,088
自己株式の取得							△1
譲渡制限付株式報酬							40
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△3,950
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)	△546	△11,089	9,620	△462	△2,477	△1,235	△3,713
当期の変動額合計	△546	△11,089	9,620	△462	△2,477	△1,235	39,609
当期末残高	2,512	△11,641	6,924	821	△1,383	10,356	250,048

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

- I. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数：52社
主要会社名：神岡鉱業(株)、八戸製錬(株)、彦島製錬(株)、奥会津地熱(株)、台湾銅箔股份有限公司、Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn.Bhd.、台湾特格股份有限公司、三井金属商事(株)、三井金属エンジニアリング(株)、三井金属アクト(株)、GECOM Corp.、Mitsui Siam Components Co.,Ltd.、広東三井汽车配件有限公司、三井金属愛科特(上海)管理有限公司、Mitsui Kinzoku Components India Private Limited、日比共同製錬(株)
前連結会計年度において連結子会社であった(株)三井金属韓国は、清算終了により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
主要会社名：河南大井星光汽车零部件製造有限公司
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社の数：0社
 - (2) 持分法適用の関連会社数：7社
会社名：パンパシフィック・カップパー(株)、エム・エスジンク(株)、パウダーテック(株)、吉野川電線(株)、(株)ナカボーテック、三井住友金属鉱山伸銅(株)、Compania Minera Quechua S.A.
 - (3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称等
主要会社名：河南大井星光汽车零部件製造有限公司
(持分法を適用しない理由)
持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
 - (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ①有価証券：子会社株式および関連会社株式
 - ・主として総平均法による原価法
 - 満期保有目的の債券
 - ・償却原価法(定額法)
 - その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
 - 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法または移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等
 - 主として総平均法による原価法

②デリバティブ：時価法

③棚卸資産：当社：金属事業本部、触媒事業部

連結子会社：三井金属アクト(株)、神岡鋳業(株) (金属粉工場を除く)、八戸製錬(株) 他
…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

当社：銅箔事業部

…移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

当社：機能材料事業本部 (触媒事業部および銅箔事業部を除く)、関連事業統括部

連結子会社：神岡鋳業(株)の金属粉工場、日本イットリウム(株)、三谷伸銅(株) 他

…総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

在外子会社の棚卸資産

…総平均法または先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

建物及び構築物、機械装置及び運搬具ならびにその他の有形固定資産については主として定率法を、鋳業用地については生産高比例法を採用しております。

但し、当社の葦崎・上尾地区の一部 (福利厚生施設) および連結子会社の神岡鋳業(株) (金属粉製造設備を除く)、三谷伸銅(株)、奥会津地熱(株)、三井金属アクト(株)、三井金属ダイカスト(株)、日比製煉(株)、日比共同製錬(株)、Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn.Bhd.、GECOM Corp.、台湾銅箔股份有限公司、Mitsui Siam Components Co.,Ltd.、無錫大昌機械工業有限公司、広東三井汽车配件有限公司、三井金属 (珠海) 環境技術有限公司等の有形固定資産については定額法を採用しております。

なお、当社および国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

鋳業権は生産高比例法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与支給見込額のうち、当期負担額を当期の費用に計上するため設定したものであり、算定方法は支給見込額基準によっております。

③製品保証引当金

製品の無償修理費用の支出に備えるため、個別に見積可能なクレームについてはその見積額を、その他については、売上高に対する過去の支出割合に基づき必要額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込

- まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤事業構造改善引当金
製造拠点統合等の事業構造改善に伴い発生する損失に備えるため、見積額を計上しております。
 - ⑥棚卸資産処分損失引当金
棚卸資産の処分に伴う損失に備えるため、見積額を計上しております。
 - ⑦役員退職慰労引当金
役員の退任時に支給される慰労金の支払いに備えるため、社内規定に基づく期末基準額を計上しております。
 - ⑧環境対策引当金
PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理が法定化されたことに伴い、PCB廃棄物の処理費用に充てるため、見積額を計上しております。
また、土地改良・公害防止事業等に係る費用の支出に充てるため、見積額を計上しております。
 - ⑨金属鉱業等鉱害防止引当金
金属鉱業施設使用後の鉱害防止に要する費用の支出に充てるため、所要額を計上しております。
 - ⑩訴訟損失引当金
訴訟や係争案件などの将来発生する可能性のある損失に備えるため、事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ主に発生した期から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
(顧客との契約から生じる収益)
当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
- 当社グループは、機能材料、金属、自動車部品、関連の4部門に関係する事業を主として行っており、その製品は多岐にわたっております。
これらの製品の販売については、通常は製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。
なお、国内の販売において、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、当該製品の引渡時点又は出荷時点で収益を認識しております。
また、輸販売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時点等で収益を認識しております。
製品の販売において、当該製品が他の当事者により顧客に提供されるように手配する代理人とし

て行う取引については、他の当事者により提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額（あるいは他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額）を収益として認識しております。

エンジニアリング事業等における工事契約は、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転することにより履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

対価に値引き、仮単価等の変動対価が含まれる場合、最頻値による方法を用いて変動対価の額を見積り、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、振当処理および特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

将来の外貨建による製品（主として地金）の販売および棚卸資産（主として原材料）の購入に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引および通貨スワップ取引を利用しております。

また、金融負債に係る将来の金利変動によるリスクを回避する目的で、借入金を対象とした金利スワップ取引を利用しております。

更に国際相場の影響を受ける原材料・製品等の価格変動によるリスクを回避する目的で、金属先渡取引および燃料先渡取引を利用しております。

③ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引は通貨関連、金利関連、商品関連とも実需の範囲内で行う方針としております。

④ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ取引、金利スワップ取引、金属先渡取引および燃料先渡取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。

また、為替予約取引については、ヘッジ対象の予定取引と重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その金額が僅少の場合を除き、5年間の定額法により償却を行っております。

(9) 連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税並びに税効果会計の会計処理および開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を適用する予定です。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、従来は、財又はサービスの提供と交換に権利を得ると見込む対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客との約束が当該財又はサービスを当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断され、代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額（あるいは他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額）を収益として認識する方法に変更しております。また、輸出版売において、従来は、船積時点等で収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時点等で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、受取手形、売掛金及び契約資産は584百万円減少し、商品及び製品は396百万円増加し、利益剰余金は130百万円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は15,293百万円減少し、売上原価は15,150百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ143百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は31百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時

価をもって連結貸借対照表価額としております。

3. 研究開発費等の計上方法の変更

当社の連結子会社である三井金属アクト株式会社（以下、「三井金属アクト」という。）において、従来、売上原価に計上していた研究開発費および間接部門の費用の一部を、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。

自動車業界を取り巻く環境は、CASE、MaaSの時代に呼応した次世代技術の高度化やICTの活用が加速しており、三井金属アクトでは、将来のモビリティ社会に適合したドアシステム製品の開発・拡販に注力しております。また、自動車部品事業においては、海外への生産移管を進めてきたことから、海外子会社を含めた自動車部品事業全体の統括機能としての役割を強化しております。こうした背景のもと、三井金属アクトでは、各部門の役割を再定義し、組織体制の変更および業務内容の見直しを実施いたしました。

当該会計方針の変更は、この組織体制の変更および業務内容の見直しを反映すべく、売上原価ならびに販売費及び一般管理費の範囲を見直したために行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は90百万円減少しております。

IV. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他雑収益」に含めていた「為替差益」1,013百万円（当連結会計年度2,060百万円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において「特別損失」の「その他特別損失」に含めていた「減損損失」329百万円（当連結会計年度412百万円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	63,379百万円
仕掛品	39,983百万円
原材料及び貯蔵品	74,112百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、期末における正味売却価額又は再調達原価が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額又は再調達原価で測定し、取得原価との差額は当期の費用として処理しております。また、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げの方法によっております。

これらの棚卸資産の評価に用いられる正味売却価額等は、直近の販売実績単価及び販売費用の実績に基づいて算定しており、当該販売実績単価には非鉄金属価格の相場変動影響が反映されております。非鉄金属の価格はロンドン金属取引所（LME：London Metal Exchange）、その他の国際市場で決定されます（以下「LME相場等」という。）。LME相場等は国際的な需給バランス、世界の政治経済の状況及び投機的取引等の影響を受けて変動します。そのため、棚卸資産の評価に用いるLME相場等を反映した正味売却価額等が正確に算定されない場合、棚卸資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 5,702百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、COVID-19の影響に関して、当社グループにおいては、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しておりますが、経済・企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難なことから、当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえた将来の予測に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- ①担保に供している資産

有形固定資産 6,418百万円 (6,418百万円)

- ②担保に係る債務

長期借入金 786百万円 (786百万円)

上記のうち、()内書は工場財団抵当ならびに当該債務を示しております。

- (2) 共同支配企業に対する投資額

12,430百万円

- (3) 保証債務

保証総額 うち当社負担額

債務保証 74,785百万円 74,785百万円

- (4) 債権流動化に伴う買戻義務

262百万円

- (5) 受取手形割引高

63百万円

- (6) 国庫補助金により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物及び構築物 459百万円

機械装置及び運搬具 3,084百万円

その他 181百万円

計 3,725百万円

- (7) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

顧客との契約から生じた債権

受取手形 8,443百万円

売掛金 112,816百万円

契約資産 966百万円

- (8) 流動負債のその他のうち、契約負債の金額

契約負債 3,298百万円

Ⅶ. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前連結会計年度の簿価切下額の戻入額と当連結会計年度の棚卸資産評価損を相殺した金額1,736百万円が、評価損として売上原価に含まれております。
- (2) 減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。
当社グループは、事業用の資産については管理会計の区分に基づき、工場別・製品別等の単位によりグルーピングしております。
また、減損の兆候のある貸与資産、遊休資産については、個別資産別に減損損失認識の判定を行っております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
神奈川県横浜市	遊休資産	土地	174
		無形固定資産	124
		計	298
福岡県大牟田市	遊休資産	建設仮勘定	113
合計 (2件)			412

遊休資産については、売却を予定しているものについては売却予定価額を正味売却価額とし、帳簿価額が正味売却価額を上回る金額を減損損失として、また、売却や転用が困難なものについては備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

- (3) 顧客との契約から生じる収益
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、「X. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

Ⅷ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度期末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	57,296	13	—	57,310
合計	57,296	13	—	57,310
自己株式				
普通株式	190	0	—	191
合計	190	0	—	191

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注2) 普通株式の株式数の増加13千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

発行価格 3,045円

資本組入額 1,522.5円

割当先 取締役(社外取締役を除く) 5名

取締役を兼務しない執行役員(フェロー、理事を含む) 14名

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,853百万円	85円	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,283百万円	利益剰余金	110円	2022年3月31日	2022年6月30日

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入やコマーシャル・ペーパーおよび社債発行により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、必要に応じ主な取引先の信用状況を調査する体制としております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であります。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、短期借入金は主に運転資金であり、長期借入金（原則として5年以内）および社債は主に設備投資資金（長期）であります。

なお、デリバティブは、取引権限を定めた社内規定に従い、実需に基づいた取引に限定し、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング目的）や投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（※1） （百万円）	時価（※1） （百万円）	差額 （百万円）
(1) 投資有価証券（※3）	11,931	11,659	(272)
(2) 1年内償還予定の社債	(10,000)	(9,998)	1
(3) 社債	(40,000)	(39,898)	101
(4) 1年内返済予定の長期借入金（※4）	(30,358)	(30,370)	(11)
(5) 長期借入金	(80,495)	(80,325)	169
(6) デリバティブ取引（※5）	(7,893)	(7,893)	—

（※1）以下の注記は省略しております。

・現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）及びコマーシャル・ペーパー。

（※2）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	43,999

(※4) 1年内返済予定の長期借入金は、連結貸借対照表では「短期借入金」に含めております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観測可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観測可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観測可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観測できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,425	—	—	11,425
国債・地方債等	—	—	234	234
デリバティブ取引				
通貨関連	—	246	—	246
商品関連	—	838	—	838
資産計	11,425	1,084	234	12,744
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(2,547)	—	(2,547)
商品関連	—	(6,430)	—	(6,430)
負債計	—	(8,978)	—	(8,978)

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	49,897	—	49,897
長期借入金	—	110,695	—	110,695
負債計	—	160,592	—	160,592

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。債権の時価については、発行する地方自治体の債権償還実績を考慮し、類似した債権の利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

商品価格及び為替予約の時価については、市場価格等や為替レート等の観察可能なインプットに基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

これらの時価は、セカンダリー(気配値)の流通利回りで割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額	合計
	機能材料	金属	自動車部品	関連	計		
主要な製品・サービス							
機能性粉体	29,598	—	—	—	29,598	—	29,598
排ガス浄化触媒	112,419	—	—	—	112,419	—	112,419
銅箔	79,817	—	—	—	79,817	—	79,817
亜鉛・鉛	—	159,133	—	—	159,133	—	159,133
銅・貴金属	—	60,825	—	—	60,825	—	60,825
自動車用ドアロック	—	—	78,830	—	78,830	—	78,830
関連事業製品	—	—	—	117,276	117,276	—	117,276
エンジニアリング他	—	—	—	23,481	23,481	—	23,481
その他	31,631	13,056	—	—	44,687	—	44,687
計	253,465	233,016	78,830	140,758	706,070	—	706,070
調整額	△13,484	△44,348	—	△32,548	△90,381	17,658	△72,723
外部顧客への売上高	239,981	188,667	78,830	108,209	615,688	17,658	633,346
顧客との契約から生じる収益	240,054	188,294	78,830	108,266	615,445	17,658	633,103
その他の収益	△72	372	—	△56	243	—	243

(注) その他の収益は、「金融商品に関する会計基準」に基づくデリバティブ取引により生じる収益等が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

期末残高は、「Ⅵ. 連結貸借対照表に関する注記」に記載しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

4,196円37銭

2. 1株当たり当期純利益金額

912円00銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XIII. その他の注記

企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

企業の名称 三井金属エンジニアリング株式会社

事業の内容

各種産業プラント、環境設備、自動化・省力化機器等のエンジニアリング

ポリエチレン複合パイプの設計、製造、販売、工事

鉛遮音・遮蔽材の加工、販売、工事

(2) 企業結合日

株式公開買付けによる取得 2022年2月24日

株式等売渡請求による取得 2022年3月25日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 追加取得後の子会社株式の株券等取得割合

企業結合前の株券等取得割合 63.42%

株式公開買付け後の株券等所有割合 96.91%

株式等売渡請求後の株券等所有割合 100%

(6) その他取引の概要に関する事項

一体運営による新たな事業機会の創出、経営資源やノウハウの共有等により、同社との連携をより一層強固なものにし、経営資源を集中していくことが企業価値向上に資するとの結論に達したことから、公開買付けにより完全子会社といたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 追加取得した子会社株式の取得原価および対価の種類ごとの内訳（株式等売渡請求による取得分を含む）

取得の対価 現金（未払金を含む）	6,166百万円
取得原価	6,166百万円

4. 非支配株主との取引に係る持分の変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

3,950百万円

計算書類

株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

第97期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	42,129	22,557	0	22,557	2,406	57,709	60,115	△625	124,177
会計方針の変更による累積的影響額						△22	△22		△22
会計方針の変更を反映した 当期首残高	42,129	22,557	0	22,557	2,406	57,686	60,093	△625	124,154
当期の変動額									
譲渡制限付株式報酬	20	20		20					40
剰余金の配当						△4,853	△4,853		△4,853
当期純利益						35,069	35,069		35,069
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)									
当期の変動額合計	20	20	-	20	-	30,215	30,215	△1	30,255
当期末残高	42,149	22,578	0	22,578	2,406	87,902	90,308	△626	154,409

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,411	57	2,468	126,646
会計方針の変更による累積的影響額				△22
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,411	57	2,468	126,623
当期の変動額				
譲渡制限付株式報酬				40
剰余金の配当				△4,853
当期純利益				35,069
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)	△564	△7,355	△7,919	△7,919
当期の変動額合計	△564	△7,355	△7,919	22,335
当期末残高	1,847	△7,298	△5,450	148,958

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

- I. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- II. 重要な会計方針に関する注記
 1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券
子会社
株式および関連会社株式……………総平均法による原価法
その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
・市場価格のない株式等……………総平均法による原価法
 - (2) デリバティブ：時価法
 - (3) 棚卸資産
金属事業本部、触媒事業部：
…先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
銅箔事業部：
…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
機能材料事業本部（触媒事業部および銅箔事業部を除く）、関連事業統括部：
…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物および構築物、機械装置および運搬具ならびにその他の有形固定資産については主として定率法を、鉱業用地については生産高比例法を採用しております。
但し、葦崎・上尾地区の一部（福利厚生施設）の有形固定資産および1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
鉱業権については生産高比例法を、その他の諸権利については定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 3. 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務については、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を当事業年度の費用に計上するため設定したものであり、算定方法は支給見込額基準によっております。
 - (3) 製品保証引当金
製品の無償修理費用の支出に備えるため、個別に見積可能なクレームについてはその見積額を、その他については、売上高に対する過去の支出割合に基づき必要額を計上しております。

- (4) 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (5) 棚卸資産処分損失引当金
棚卸資産の処分に伴う損失に備えるため、見積額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生年度において一括費用処理しております。
- (7) 環境対策引当金
PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理が法定化されたことに伴い、PCB廃棄物の処理費用に充てるため、見積額を計上しております。
また、土地改良・公害防止事業に係る費用の支出に充てるため、見積額を計上しております。
- (8) 金属鉱業等鉱害防止引当金
金属鉱業施設使用後の鉱害防止に要する費用の支出に充てるため、所要額を計上しております。
- (9) 訴訟損失引当金
訴訟や係争案件などの将来発生する可能性のある損失に備えるため、事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見積額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準
(顧客との契約から生じる収益)
当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、機能材料、金属、関連の3部門に関係する事業を主として行っており、その製品は多岐にわたっております。

これらの製品の販売については、通常は製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、国内の販売において、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、当該製品の引渡時点又は出荷時点で収益を認識しております。

また、輸出版売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時点等で収益を認識しております。

製品の販売において、当該製品が他の当事者により顧客に提供されるように手配する代理人として行う取引については、他の当事者により提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額（あるいは他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額）を収益として認識しております。

セラムックス事業等における工事契約は、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転することにより履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

対価に値引き、仮単価等の変動対価が含まれる場合、最頻値による方法を用いて変動対価の額を見積り、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理および特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

将来の外貨建による製品（主として地金）の販売および棚卸資産（主として原材料）の購入に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。

また、金融負債に係る将来の金利変動によるリスクを回避する目的で、借入金を対象とした金利スワップ取引を利用しております。

更に国際相場の影響を受ける原材料・製品等の価格変動によるリスクを回避する目的で、金属先渡取引を利用しております。

(3) ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引は通貨関連、金利関連、商品関連とも実需の範囲内で行う方針としております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引および金属先渡取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。

また、為替予約取引については、ヘッジ対象の予定取引と重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

8. 連結納税制度を適用しております。

9. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税並びに税効果会計の会計処理および開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第4 2号2021年8月12日）を適用する予定です。

10. 退職給付に係る未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、従来は、財又はサービスの提供と交換に権利を得ると見込む対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客との約束が当該財又はサービスを当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断され、代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額（あるいは他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額）を収益として認識する方法に変更しております。また、輸出販売において、従来は、船積時点等で収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時点等で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、売掛金は400百万円減少し、商品及び製品は243百万円増加し、繰越利益剰余金は108百万円減少しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は6,471百万円減少し、売上原価は6,347百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ123百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は22百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「特別損失」の「その他損失」に含めていた「貸倒引当金繰入額」0百万円（当事業年度229百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

Ⅴ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	34,680百万円
仕掛品	13,275百万円
原材料及び貯蔵品	33,242百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「Ⅴ. 会計上の見積りに関する注記 1. 棚卸資産の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 ー百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「V. 会計上の見積りに関する注記 2. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

VI. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

有形固定資産（財団抵当）5,832百万円は長期借入金（1年内に返済予定のものを含む）234百万円の担保に供されております。

2. 保証債務

	保証総額	うち当社負担額
債務保証	96,260百万円	96,260百万円
3. 債権流動化に伴う買戻義務	148百万円	
4. 関係会社に対する金銭債権・債務		
短期金銭債権	95,603百万円	
長期金銭債権	46,185百万円	
短期金銭債務	50,870百万円	
5. 国庫補助金により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額		
建物	84百万円	
機械及び装置	2,059百万円	
その他	177百万円	
計	2,320百万円	

VII. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 161,907百万円

仕入高 153,821百万円

営業取引以外の取引高 7,566百万円

2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前事業年度の簿価切下額の戻入額と当事業年度の棚卸資産評価損を相殺した金額1,455百万円が、評価損として売上原価に含まれております。

VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 末の株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	190	0	—	191
合計	190	0	—	191

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	163百万円
賞与引当金	746百万円
退職給付引当金	5,093百万円
環境対策引当金	217百万円
減損損失	2,152百万円
未払事業税	315百万円
投資有価証券評価損	1,001百万円
繰越欠損金	19,223百万円
繰越外国税額控除等	320百万円
その他有価証券評価差額金	3百万円
繰延ヘッジ損益	2,409百万円
その他	804百万円
繰延税金資産 小計	<u>32,450百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△18,551百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,375百万円
評価性引当額	<u>△29,926百万円</u>
繰延税金資産 合計	<u>2,524百万円</u>
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△746百万円
前払年金費用	△1,081百万円
繰延ヘッジ損益	△263百万円
その他	△926百万円
繰延税金負債 合計	<u>△3,018百万円</u>
繰延税金資産 (負債△) の純額	<u>△494百万円</u>

X. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	神岡鉱業(株)	所有 直接100%	亜鉛製錬等の委託 資金の貸付 役員の兼任、出向、転籍	長期資金の貸付 (注1) 長期資金の返済 (注1) 主に金属製品の 購入(注2)	5,200 10,330 35,335	長期貸付金 買掛金 (売上原価)	23,065 2,858
子会社	三井金属スタッフサ ービス(株)	所有 直接100%	人事等の業務委託 役員の兼任、転籍 余剰資金の受入	余剰資金の受入 (注3)	—	預り金	3,167
子会社	八戸製錬(株)	所有 直接85.51%	亜鉛製錬等の委託 資金の貸付 役員の兼任、出向	長期資金の貸付 (注1) 長期資金の返済 (注1)	2,000 3,360	長期貸付金	8,210
子会社	三井金属エンジニア リング(株)	所有 直接100%	各種プラントの発注・購入 役員の転籍 余剰資金の受入	余剰資金の受入 (注3)	—	預り金	5,070
子会社	三井金属商事(株)	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任、転籍	製品の販売(注2)	28,948	売掛金 (売上高)	6,435
子会社	三井金属アクト(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任、出向、転籍	短期貸付金の純 増(注1)	1,228	短期貸付金	10,978
子会社	日比製煉(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任、出向	短期貸付金の純 減(注1)	550	短期貸付金	6,150
子会社	日比共同製錬(株)	所有 直接63.51%	資金の貸付 役員の兼任、出向	長期資金の返済 (注1)	1,800	長期貸付金	7,200
子会社	三井金属ダイカスト (株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任、転籍	短期貸付金の純 増(注1)	2,300	短期貸付金	7,300
子会社	Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn. Bhd.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任、出向	短期貸付金の純 減(注1)	1,337	短期貸付金	6,353
子会社	PT. Mitsui Kinzoku Catalysts Jakarta	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任、出向	製品の販売 (注2)	22,875	売掛金 (売上高)	8,737
子会社	Mitsui Kinzoku Components India Private Limited	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任、出向 債務保証	製品の販売 (注2) 債務保証(注4)	44,751 10,850	売掛金 (売上高)	9,932
関連会社	パンパシフィック・ カッパー(株)	所有 直接32.20%	当社製品の販売 同社製品の購入、製造受託 役員の兼任、出向 債務保証	債務保証(注4)	68,653	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 製品等の販売および購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 余剰資金の受入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注4) 債務保証については、銀行借入等につき、債務保証を行ったものであり、一般的な保証料を勘案した債務保証料を受領しております。

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「Ⅱ. 重要な会計方針に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XII. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,607円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 614円03銭 |

XIII. 重要な後発事象に関する注記

(パーライト事業に関する会社分割)

当社は2022年2月9日開催の取締役会において、2022年4月1日を効力発生日として、簡易新設分割により設立する当社の完全子会社に承継させることを決議しました。

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：パーライト事業

事業の内容：パーライト（真珠岩発泡体）の製造・販売、採石業 等

- (2) 新設会社の概要

①名称： 三井金属パーライト株式会社
(英文名称：Mitsui Kinzoku Perlite Co., LTD.)

②本社所在地： 大阪府貝塚市港14

③資本金： 400百万円

④代表者： 代表取締役社長 寺田 明弘

⑤出資構成： 三井金属鉱業株式会社 100%

⑥従業員数： 98名

- (3) 企業結合日

2022年4月1日

- (4) 結合の法的形式

当社を分割会社とし、新会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）

- (5) その他取引の概要に関する事項

専業メーカーとして自立自走できる体制に移行し、より一層の迅速な意思決定と収益責任を持って、新規用途開拓を進めるとともに、盤石な収益基盤を確立することで企業価値の増大を図るものです。

2. 実施する会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理します。